

令和7年度 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について
(入所枠：50人以上)

令和8年4月1日及び令和9年4月1日までに開設する保育施設等を設置・運営する法人等について、令和7年2月19日から令和7年4月2日まで募集を行い、学識経験者等からなる保育事業認可前審査部会で審査した結果及び意見を参考に保育施設等の設置・運営予定者を次のとおり決定します。

記

募集地域		設置運営 予定者	施設名	設置予定場 所	施設種 別・事 業類型	整備方 法	応募定 員	開設予 定時期
行政 区	募集 番号							
都島 区	2	応募事業者なし						
此花 区	4	応募事業者なし						
西区	6	応募事業者なし						
港区	7	応募事業者なし						
大正 区	8	応募事業者なし						
天王 寺区	9	応募事業者なし						
浪速 区	10	応募事業者なし						
西淀 川区	11	応募事業者なし						
淀川 区	12-②	(株)セリオ	(仮称)トレジャーキッズ にいたか保育園	新高2丁目	保育所 創設	補助	70	令和9年 4月1日
淀川 区	12-③	応募事業者なし						
東淀 川区	13-①	応募事業者なし						
東淀 川区	13-②	(株)セリオ	(仮称)トレジャーキッズ しもしんじょう保育園	下新庄4丁 目	保育所 創設	補助	80	令和9年 4月1日
東成 区	14-①	応募事業者なし						

東成区	14-②	選定事業者なし
生野区	15	応募事業者なし
旭区	16	応募事業者なし
城東区	17	応募事業者なし
鶴見区	18	応募事業者なし
阿倍野区	19	応募事業者なし
住之江区	20	応募事業者なし
住吉区	21	応募事業者なし
東住吉区	22	応募事業者なし
平野区	23	応募事業者なし
西成区	24	応募事業者なし

※ 保育所創設の設置予定場所については、丁目までの表記となっています。

○ 応募のあった事業者について、申請書類の内容について慎重に審議するとともに、応募事業者への面接を行い、総合的に審査しました。

なお、審査にあたっては、事業者の概要や事業計画、整備計画といった項目に基づき評価しました。

(参考) 選定会議での意見

淀川区 12-② 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

株式会社セリオに対する意見

- ・施設長予定者は熱意があり、医療的ケア児の対応など自らの考えをもっている点が高く評価できる。
- ・施設長予定者がリーダーシップを発揮して、職員の育成に努めてもらいたい。
- ・財務基盤が盤石であり、安定した施設運営が期待できる。
- ・法人が施設長をサポートする組織体制は評価できるので、今後も施設長が孤立しないようサポート体制を継続してほしい。
- ・地域の特性に合わせた柔軟な施設運営に努めてもらいたい。

東淀川区 13-② 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

株式会社セリオに対する意見

- ・施設長予定者に柔軟性があり、児童や保護者が親しみやすい運営が期待できる。
- ・施設長予定者がリーダーシップを発揮して、職員の育成に努めてもらいたい。
- ・財務基盤が盤石であり、安定した施設運営が期待できる。

- ・法人が施設長をサポートする組織体制は評価できるので、今後も施設長が孤立しないようサポート体制を継続してほしい。
- ・地域の特性に合わせた柔軟な施設運営に努めてもらいたい。